

1. 議事日程（令和2年第3回北広島町議会定例会）

令和2年9月25日
午前10時開議
於 議 場

- 日程第1 議案第85号 北広島町過疎地域自立促進計画の変更について
日程第2 議案第86号 工事請負契約の締結について
（北広島町立八重東小学校 屋根・外壁改修工事）
日程第3 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
（令和2年度北広島町一般会計補正予算（第4号））
日程第4 審査報告 決算審査特別委員会の審査報告
日程第5 議案第58号 令和元年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第6 議案第59号 令和元年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
て
日程第7 議案第60号 令和元年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第8 議案第61号 令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
日程第9 議案第62号 令和元年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10 議案第63号 令和元年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11 議案第64号 令和元年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12 議案第65号 令和元年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13 議案第66号 令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
日程第14 議案第67号 令和元年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
日程第15 議案第68号 令和元年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第16 議案第69号 北広島町町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例
日程第17 議案第70号 北広島町印鑑条例の一部を改正する条例
日程第18 議案第71号 北広島町手数料条例の一部を改正する条例
日程第19 議案第72号 工事請負契約の変更について
（北広島町まちづくりセンター新築工事）
日程第20 議案第73号 財産の取得について
（北広島町まちづくりセンター備品）
日程第21 議案第74号 財産の取得について
（北広島町まちづくりセンター木製書架等）
日程第22 議案第75号 財産の取得について
（小型動力ポンプ付積載車）
日程第23 議案第76号 令和2年度北広島町一般会計補正予算（第5号）
日程第24 議案第77号 令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第25 議案第78号 令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第26 議案第79号 令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第80号 令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第81号 令和2年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第82号 令和2年度北広島町診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第83号 令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第84号 令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第85号 北広島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第33 議案第86号 工事請負契約の締結について
（北広島町立八重東小学校 屋根・外壁改修工事）
- 日程第34 調査報告 議会改革調査特別委員会調査最終報告
- 日程第35 審査報告 請願・陳情等の常任委員会審査報告
- 日程第36 陳情審査 陳情第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第37 陳情審査 陳情第8号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書
- 日程第38 発議第9号 北広島町議会基本条例の一部を改正する条例
- 日程第39 発議第10号 北広島町議会議員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第40 発議第11号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第41 発議第12号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について
- 日程第42 閉会中の継続審査の申し出（4件）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 湊 俊文	2番 美濃 孝二	3番 真倉 和之
5番 敷本 弘美	6番 森脇 誠悟	8番 山形 しのぶ
9番 亀岡 純一	10番 梅尾 泰文	12番 服部 泰征
13番 伊藤 淳	14番 中田 節雄	15番 大林 正行
16番 濱田 芳晴		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕野 博司 副町長 中原 健 教育長 池田 庄策

芸北支所長	清 見 宣 正	大朝支所長	竹 下 秀 樹	豊平支所長	細 川 敏 樹
危機管理課長	野 上 正 宏	総務課長	畑 田 正 法	財政政策課長	植 田 優 香
管財課長	高 下 雅 史	まちづくり推進課長	沼 田 真 路	税務課長	矢 部 芳 彦
町民課長	楨 原 ナギサ	福祉課長	芥 川 智 成	保健課長	迫 井 一 深
農林課長	宮 地 弥 樹	商工観光課長	中 川 克 也	建設課長	川 手 秀 則
上下水道課長	砂 田 寿 紀	消防長	日 田 靖 成	学校教育課長	植 田 伸 二
生涯学習課長	西 村 豊	会計管理者	畑 田 朱 美		

5. 職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長 坂 本 伸 次 議会事務局 小 川 友 里 江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） おはようございます。クールビズの取組により、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、議案審議、採決となっております。質疑、答弁は、要点のみ簡潔に行い、採決では起立なり挙手をはっきり分かるようお願いをしておきます。ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第85号 北広島町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（濱田芳晴） 日程第1、議案第85号、北広島町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第85号につきまして、概要を説明します。追加議案集の1ページをお願いします。議案第85号、北広島町過疎地域自立促進計画の変更について説明します。本案は、北広島町過疎地域自立促進計画の一部を変更する必要があるため、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（濱田芳晴） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 議案第85号、北広島町過疎地域自立促進計画の変更について、財政政策課からご説明申し上げます。議案集の1ページをお開きください。北広島町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、町議会の議決を求めるものでございます。2ページ及び3ページに、変更点を表にしております。まず、2ページですが、計画本文の32

ページの変更内容に当たります。項目3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進。

(2) その対策、イ、情報通信の箇所ですが、町内全域に光通信回線を整備することにより、利便性の向上や生活環境の改善はもとより、より高速、大容量の情報通信サービスを楽しむことができる環境となり、時代に即した利活用が可能で、地域課題の解決につながる取組を行うことができるようにする内容に変更をしております。続いて3ページは、本文35ページの表の変更内容となります。項目2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に北広島町FTTH化事業を追加するものです。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） これをもって、提案理由の説明を終わります。本案については、後ほど審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第86号 工事請負契約の締結について

○議長（濱田芳晴） 日程第2、議案第86号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第86号につきまして、概要を説明します。議案集の5ページをお願いします。議案第86号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、北広島町立八重東小学校屋根・外壁改修工事について、請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（濱田芳晴） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 議案第86号、工事請負契約の締結について、学校教育課からご説明します。追加議案集5ページをお開きください。1、工事名、北広島町立八重東小学校屋根・外壁改修工事。2、工事場所、北広島町立八重東小学校。3、工期、議会の議決があった日の翌日から令和3年3月26日まで。4、請負金額、6567万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額597万円。5、請負者、島根県邑智郡邑南町矢上7486番地1、石見工業株式会社代表取締役小泉賢咲。提案理由ですが、令和2年8月28日に一般競争入札の告示、9月16日に開札を行い、3者の応札がありました。9月18日に仮契約を締結しました。工事内容は、八重東小学校の普通教室、特別教室、廊下の雨漏り対策、外壁タイルの改修を行うものです。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（濱田芳晴） これをもって、提案理由の説明を終わります。本案については、後ほど審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（濱田芳晴） 日程第3、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑

を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件については、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

○議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 決算審査特別委員会の審査報告

○議長（濱田芳晴） 日程第4、決算審査特別委員会の審査報告を議題とします。議案第58号、令和元年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第68号、令和元年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの決算認定関係11議案については、決算審査特別委員会へ審査を付託しておりますので、その結果について報告を求めます。決算審査特別委員会、亀岡委員長。

○決算審査特別委員長（亀岡純一） 令和2年9月25日。北広島町議会議長濱田芳晴様。決算審査特別委員会委員長亀岡純一。令和元年度北広島町各会計歳入歳出決算審査報告書。1. 審査対象、議案第58号、令和元年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について。議案第59号、令和元年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第60号、令和元年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第61号、令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第62号、令和元年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第63号、令和元年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第64号、令和元年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第65号、令和元年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第66号、令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第67号、令和元年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第68号、令和元年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。2. 審査期間、令和2年9月8日から9月15日。3. 審査方法、令和2年9月7日、令和2年北広島町議会第3回定例会において決算審査特別委員会が設置され、令和元年度北広島町一般会計・9特別会計・水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての11議案について、審査付託があった。よって、9月8日に決算状況について各課から説明を求め、14日、15日に委員会において審査を行った。審査は、各会計ごとに質疑、全般の総括質疑、最後に本特別委員会としての採決を行った。4. 審査結果、付託を受けた令和元年度北広島町決算認定関係11議案については、決算審査特別委員会として、認定することに決定した。なお、決算審査特別委員会での審査過程では、意見、要望も出ているので、今後の事業執行及び令和3年度予算編成の中に反映されるよう、強く要望する。令和元年度も引き続き北広島町まちづくり基本条例、第2次長期総合計画に基づき、新たな感動・活力をつくる北広島、人のチカラがあふれるまちという町の将来像を目指して、協働のまちづくり、人づくりに向けた事業を重点施策と位置付けられ、各種主要施策が展開された。令和元年度決算における健全化判断比率の実質公債費比率は14.6%で、昨年と対比すると0.6ポイント、将

来負担比率は74%で、13.8ポイント改善している。本町の財政状況については、第2次行政改革大綱、第3次行政改革大綱に基づき、集中的な推進が図られた結果、令和元年度決算と合併した平成16年度を比較すると、普通会計における町債残高は約90億円減少の約162億円となり、財政調整基金積立金は約9億8000万円増加の約11億8000万円となっている。しかし財政調整基金積立金については、平成31年3月末には約12億6200万円であったものの、1年間で約8200万円の減額となっている。普通交付税の合併特例加算の終了など、一般財源の減少に伴う財源不足に加え、平成29年から3年続けて発生した災害の復旧に当たり、基金を取り崩しての繰り入れを行うなど、全体的に厳しい財政状況にある。本委員会では、8日に主要施策の成果に関する調書を主体として、決算状況の説明を受けた。これまでの調書は、成果と課題の記述が統一されていなかったが、この度、様式を変更されて、事業ごとに成果と課題を明確にして、個別に記述されており、分かりやすいものとなった。14日、15日、本委員会において、歳入関係では、各会計とも不納欠損額及び収入未済額について、多くの質疑が出されている。債権管理については、債権管理プロジェクトチーム発足後10年以上が経過し、担当課ごとに努力も見られ、成果も上がってきているが、債権管理回収マニュアルなどを活用し、関係課とより一層の連携を図り、さらなるきめ細やかな債権回収の取組を求める。歳出関係では、各種団体への補助金、交付金に対して、実施効果などについての質疑があった。支出した効果が出ているのかを再度検討、評価し、事業を選択するなど、見直していく必要がある。その他、きたひろ学び塾による人材育成、北広島まちづくりセンターの利用、北広島町スポーツコミッションの創設、スマホアプリによるキャッシュレス決済、公共施設等個別施設管理計画、生活交通路線のバス運行、安全・安心のまちづくり、有害鳥獣対策などについて質疑が行われた。現在、少子高齢化が進み、毎年続けて発生する自然災害、新型コロナウイルス感染症が未だに終息しない中、行政には、住民の安全・安心、定住と雇用、住民生活の向上、福祉サービスの充実が求められていることは言うまでもない。本委員会での審査過程の意見等を認識され、課題解決に向けて限られた財源で最大の効果を上げられるよう、町長を始め職員個々が、より一層の強い責任感とスピード感を持って、事務執行に当たられるよう求めて報告とする。

- 議長（濱田芳晴） これで、委員長の報告を終わります。これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第58号 令和元年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（濱田芳晴） 日程第5、議案第58号、令和元年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。最初に反対討論を許します。反対討論はありませんか。美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第58号、令和元年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。反対する主な理由は、次のとおりです。第1は、総額16億円にも上るまちづくり拠点及び役場周辺整備の事業費の見直しを行わないからです。

この事業の当初予算に対して、私は、千代田中央公民館の建て替えは必要だが、11億円もの巨額投資は北広島町にとって大きな負担であり、周辺部とのバランスが崩れ、医療や福祉、インフラ整備を遅らせることになると指摘しましたが、町長は、他の事業が遅れるとは考えていないと答弁をいたしました。しかしこの間、財政が厳しいとの理由で、住民要求をことごとく退け、道路計画の凍結、必要な職員増員を退けています。また、年明けからの新型コロナ対策などへの一般財の投入もほとんど行うことができませんでした。このように決算では、事業費見直しを行っていないことが明らかとなり、町民のための事業執行の大きな障害となっていることが明らかになったからです。第2は、町長が自慢する中小企業・小規模企業振興条例がしっかり守られていないからです。この条例の目的では、北広島町の発展に果たす重要な役割を中小企業・小規模企業が担っていることを鑑み、その成長発展及びその持続的発展が図られる総合的な施策を推進するとし、町の責務として、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めるものとする規定しています。しかし、令和元年度に発注した二大事業、合わせて13億円余りになりますが、その事業に地元業者が下請に入ったのは、学校エアコン事業に1者、まちづくりセンター新築工事に5者しかありません。さらに物品及び役務の調達等については、ほとんど関心がなく、掌握していません。これでは条例の目的が果たせず、巨額な町民のお金が町外に流出し、地域経済活性化にもつながらないからです。第3は、解放団体補助金47万円です。令和元年度も当該団体の収入の83%も町の補助金が占めており、常態化しています。補助金全体については、町財政が厳しさを増していると指摘されている中で、議会においても見直しの必要性が指摘されています。そのような中で、度々指摘しているにもかかわらず、解放団体だけを特別扱いし、女性、高齢者、障害者などのように、一般行政で公平に行わないからです。第4は、近年、豪雨災害が頻繁に起きているにもかかわらず、関係職員を増員しないからです。当初予算では、ため池対策のために職員増員しないことを反対理由の一つとして、私は挙げましたが、令和元年度決算の調書を見ても、全く改善されていないことが明らかとなりました。質疑でも指摘しましたが、調書の災害復旧事業において、建設課がまとめた課題として、土木経験職員不足により、特に災害査定に担当職員が苦慮している。今後の被災に備え、計画的な土木職員の育成が必要との指摘に対し、町長は、限られた人員、財源の中で工夫していくのが実情、できるだけ精いっぱい頑張ると、増員しないことを述べました。災害担当の職員が不足していることは明らかであり、これでは町民の命と財産、安全は守れません。以上を主な理由として、一般会計決算に反対いたします。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（濱田芳晴） 次に賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は、起立をお願いします。（起立多数）

○議長（濱田芳晴） 起立多数です。従って、議案第58号、令和元年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第59号 令和元年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（濱田芳晴） 日程第6、議案第59号、令和元年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第59号、令和元年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。令和元年度の決算は、国民健康保険の県単位化に伴って、県内市町の保険料を統一させることを前提とし、6年間の激変緩和措置の2年目のものです。この当初予算の反対討論では、医療費がかからないよう努力しても、国保税は下がらないことを反対理由の一つとして挙げましたが、決算でも全くそのとおりとなりました。現在でも高過ぎる国民健康保険税が住民の暮らしを脅かしており、さらに北広島町民がどんなに努力しても、引き上げを止めることができない県単位化をこのまま進めることには反対です。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（濱田芳晴） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は、挙手願います。（挙手多数）
- 議長（濱田芳晴） 挙手多数です。従って、議案第59号、令和元年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第60号 令和元年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（濱田芳晴） 日程第7、議案第60号、令和元年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は、挙手願います。（挙手全員）
- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第60号、令和元年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第61号 令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（濱田芳晴） 日程第8、議案第61号、令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。（挙手全員）
- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第61号、令和元年度北広島町農業集落排水事

業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第62号 令和元年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（濱田芳晴） 日程第9、議案第62号、令和元年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。（挙手全員）

○議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第62号、令和元年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第63号 令和元年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（濱田芳晴） 日程第10、議案第63号、令和元年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。（挙手全員）

○議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第63号、令和元年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第64号 令和元年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（濱田芳晴） 日程第11、議案第64号、令和元年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。（挙手全員）

○議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第64号、令和元年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第65号 令和元年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（濱田芳晴） 日程第12、議案第65号、令和元年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。（挙手全員）
- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第65号、令和元年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第66号 令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（濱田芳晴） 日程第13、議案第66号、令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。（挙手全員）
- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第66号、令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第67号 令和元年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（濱田芳晴） 日程第14、議案第67号、令和元年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第67号、令和元年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対する理由を述べます。私は毎年、後期高齢者医療制度そのものの仕組みが問題であるため、廃止すべきと後期高齢者医療特別会計の予算、決算の認定に反対をしてきました。それは、繰り返しになりますが、75歳という年齢で差別し、後期高齢者の人口と医療費が増えれば増えるほど、保険料の値上げに直結しており、さらに、保険料が納められなくなると財産の差押えも行われるなど、露骨な受診抑制をもたらす最悪の医療制度だからです。議員の皆さんの賛同をよろしくお願いします。

○議長（濱田芳晴） ほかに討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。（挙手多数）

○議長（濱田芳晴） 挙手多数です。従って、議案第67号、令和元年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第68号 令和元年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（濱田芳晴） 日程第15、議案第68号、令和元年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第68号、令和元年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、反対討論を行います。この予算は、平成30年の12月に値上げされた水道料金、値上げされた最初の年の決算であります。その際に指摘しましたように、この料金改定は、庶民が使用する水の値上げ率を最も高くし、大口利用者が使用する水の値上げ率を大幅に低くしています。しかし、大口利用者が使用する料金は、県内で2番目に安くなっており、特別に配慮する必要はありません。さらに、この料金見直しの考えは、庶民の料金も大口利用者の料金も平準化させることにあり、今後、庶民の大幅な料金値上げにつながるものです。また、年明けからの新型コロナ感染拡大は仕事や営業に影響を与え、少なくない町民の暮らしは厳しくなっており、生きていくために欠かせない庶民の水道料金を大幅に引き上げるのではなく、基本料金の減免など、暮らしを応援すべきです。よって、庶民の暮らしを脅かす水道料金の値上げを含めた決算に反対をいたします。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（濱田芳晴） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は原案可決及び認定です。委員長の報告のとおり原案可決及び認定とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。（挙手多数）

○議長（濱田芳晴） 挙手多数です。従って、議案第68号、令和元年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、委員長の報告のとおり原案可決及び認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第69号 北広島町町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例

○議長（濱田芳晴） 日程第16、議案第69号、北広島町町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第69号、北広島町町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第70号 北広島町印鑑条例の一部を改正する条例

- 議長（濱田芳晴） 日程第17、議案第70号、北広島町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第70号、北広島町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第71号 北広島町手数料条例の一部を改正する条例

- 議長（濱田芳晴） 日程第18、議案第71号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。服部議員。

- 12番（服部泰征） 1件質問したいんですが、これ通知カードの発行をしないということなんですが、これまで通知カードって、再交付されたのは何件ぐらいあったんですか。

- 議長（濱田芳晴） 町民課長。

- 町民課長（榎原ナギサ） 今の時点では、数字はちょっと、すべて把握しておりませんが。

- 議長（濱田芳晴） そのほか質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第71号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第72号 工事請負契約の変更について

- 議長（濱田芳晴） 日程第19、議案第72号、工事請負契約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。美濃議員。

- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。この変更契約の中に水路の追加も含めたものがありますが、その必要性及び、なぜ本体工事に含めず別途発注となったのか伺います。もう一つは、まちづくりセンター元請業者への随意発注でなくて、地元中小建設業者に別途発注しなかったのは、なぜなのか伺います。
- 議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（沼田真路） 水路の必要性につきましては、水路の管理者等と協議をいたしまして、別途の方法を取ってほしいという要望がございまして、新たに水路を設置したものでございます。そして、地元が発注しなかったということでございますけれども、当工事につきましては、当初は別途工事として分離・分割発注を予定しておりましたが、先ほど申し上げましたとおり、関係者と協議を進める中で、施工方法を大幅に変更せざるを得なくなりました。本体工事の敷地内の出入口における施工であり、外構工事との細かな調整が必要になる点、また、諸経費については、既発注部分に含めることができる点、併せて、本体工事の受注者が町内の事業者でございます株式会社SUMIDAが参画をする特定建設工事共同事業体であることを踏まえて、本体工事に含める工事としたものでございます。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 必要性について、そういう説明は受けたんですけども、管理者との協議のことがあったということですけど、全協の説明では、新地から十日市、壬生口を通過して水が流れてきてると。そのために大量の流水がまちづくりセンターの道路付近に冠水するということがありました。しかし、ちょっと現場に行ってみますと、十日市住宅のところに樋門があって、志路原川に通じる水路に直接水を落とすことも、そこから壬生口に流れないように止めることもできる施設がありました。これを活用していけば、まちづくりセンター付近の冠水及び今大きな問題になっている新地や十日市の道路冠水も緩和されるんじゃないかと思いますが、どういうふうにお考えでしょうか。
- 議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（沼田真路） 今回の水路工事につきましては、当該工事のエリア内の雨水排水計画に基づくものでございますので、全体ということの判断はさせていただいておりません。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） しかしそうであるならば、全協で先ほど言ったような説明はする必要がないと思うんです。原因がこういうことだからと。今の説明では、施設内の排水処理ということであるならば、これだけのものは必要ないんじゃないかと。さらに先ほど言いました地域全体、あの付近全体の冠水等、災害等も防げることもあり得るんで、水利権者の協力だけでなく、地域住民の皆さんの協力も得ながら、あの一帯のまちづくりセンター付近の冠水も含めた対策を取るための話合いというのは行っていないんでしょうか、伺います。
- 議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（沼田真路） 全体での話し合いは行っておりません。今回の工事につきましては、当該工事の排水エリア、その排水について、元の水路に流すというものでございますので、全体には、そういった協議はさせていただいておりません。
- 議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。服部議員。
- 12番（服部泰征） これ前、橋のときにも聞いたと思うんですが、コンサルさんが関係してる

と思うんですが、コンサルさんのこういった変更に対する責任といたら変ですけど、そういうものというのではないですか。

○議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 当該工事の中に含まれておりますので、責任という部分はございません。

○議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手多数）

○議長（濱田芳晴） 挙手多数です。従って、議案第72号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第73号 財産の取得について

○議長（濱田芳晴） 日程第20、議案第73号、財産の取得についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。この備品の購入でありますけども、金額が2365万円ということで、かなりの金額になっています。いろいろなスペースであるとか、部屋があるわけでありますから、一体どのぐらいのものが積み上げられて、この金額になったのか分からないじゃないかということを確認しましたところ、一覧表をいただきました。いろいろな室やスペースによって机や椅子やという積み上げの数が載っています。これだけの室や部屋があるということは、いろいろな多目的な利用ができる施設であるということには間違いのないわけであります。今までずっと私言っていますが、この北広島町に指定管理をお願いしておられる集会所が27あるんだそうです。千代田には8集会所があるんだそうです。今まで中央公民館を中心に、いろいろなサークルで非常にたくさんの方が便利な施設を使っておられるんですけども、この町の、言うてみれば、地域の中心にある八重東というところに集会所がないんです、ずうっと言ってきました。この新しい地域づくりセンターができる、それは八重東地区にできるわけです。八重東地区には集会所がないんです、過去にずうっとなかったんです。それをせっかくできるんでありますから、利用できる施設を八重東地区にも、どこの地区とも同じように利用させていただきたいという思いが、八重東地区の皆さん、私ももちろん東の地区に住んでますから、思います。そこのところをお話をこれまでしてきたわけですから、そのやりとりが最終的に、今どういう状況にあるのかということのを、まず1点目にお聞きをしてみたいと思います。

○議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） まちづくりセンターの地区利用につきましては、建設を検討している段階から各地元地域の役員さんと協議等をさせていただいてきたという経過がございます。現在、まちづくりセンターの設置管理条例制定に向けて検討を進めている状況でございます。その中で、併せて地区利用についても、どういった利用の方法があるかということを検

討させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 八重東地区には集会所がないということで、いろいろと町のほうも考えていただいているんだろーと思います。今一体、八重東地区はどこが分館になっているのかということではありますが、八重東小学校がそれに充てられていて、八重東小学校のある部屋に地域で頑張ってきた、スポーツ大会でトロフィーをもらった、賞状もらったというふうなものは、そこに置かせていただいているんです。でも、集まってから、話し合いをしようやいうても、なかなかそうはいうても小学校でありますから、地区で自由に使えるということになっていませんから、そこら辺を、賞状もトロフィーもカップも置けるようなところが必要だろーというふうに思うんです。よそにないのなら、私もあえて言いませんけども、八重東地区以外のところにはあるんです。そして、八重東地区に一番子どもたちの数も人口も多いんです。そのところしっかりと把握をしていただいて、どのような取組をさらにできるのか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 来月工期で完成する予定でございます。その中で、役員の方とお話させていただく中で、どういった形で利用させていただくか、そういった部分を協議をさせていただきたいというふうに思っております。先ほどのトロフィーであるとか賞状についても、展示の仕方等について、そういったところも含めて協議させていただきたいと思います。

○議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 協議をするというのは、いろいろな方面に協議したけれども、結果的にはどうだったというのも協議のうちでありますし、本当に、今までずうっと地域の念願でありましたことが、結果として実を結ぶようにお約束をいただいて、その約束をしていただいた中で、若干の配慮をしていくという必要もあるだろーと思いますが、そのところは、単純に口約束だけで、考えてみますよというふうなことで終わらせていただいているのは困るなというふうに思いますので、最後にお聞きをしてみたいと思います。

○議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 実際に、役員の方にそういった完成した部屋を見ていただいて、そこで活用について協議をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。服部議員。

○12番（服部泰征） 1点だけ質問させていただきます。備品、数量表はいただいたんですが、これ結構書いてあるんですけど、今使っている備品、何個か私も時々使うんで、きれいな机とかいすとかあるんですけど、そういったものの再利用というのは考えられているんでしょうか。

○議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 再利用可能なものにつきましては、一部利用させていただく予定ではございますけども、現在の公民館にございます備品につきましては、各町内で利用できる施設がありましたら、そういったところへ流用して、活用させていただくというふうな考え方でございます。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃ですが、一つ伺いたいんですけども、利用されている方の話をいろいろ聞きますと、例えば、大会議室を利用される方が、ステージを使っていたと。ところが

今度のところにはステージがないということ言われたんですが、こういう要望については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） ステージにつきましては、広い中央にホールがございますので、そのホールの中で、ステージとして活用していただくということでございます。特に一段高いとか、そういったステージ等は設置しておりませんが、そういったスペースを活用していただくというものでございます。また、発表する場につきましては、隣接する開発センター等もございますので、そういった周辺の利活用も含めまして、利用を推進していただきたいというふうに考えております。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） スペースを活用といっても、そういう発表の場なんかできないわけですね、実際には。開発センターの利用といっても、ああいう広いところで活用するような日々の取組ではとてもないわけです。今言った、一段高いものを用意して、せっかくこれだけのお金をつぎ込んで備品を購入するわけですから、それを簡易なもので結構だと思うんですけども、そういう施設を作るという考えは全くないのでしょうか。

○議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 特に、そういった小上がりの壇を設置する考えはございません。現状のスペースの中で活動していただくという思いでございます。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今のことは、利用されている方、非常に中央公民館は多いわけで、そういう要望が出ているにもかかわらず、全くないというのは非常におかしいんじゃないかと。これから扱い方、活用の仕方を検討するわけですから、しっかりと意見を聞いて設備をしていく、必要ならば追加していくというふうにならないのか。課長が答えられなければ、町長の答弁を求めます。

○議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） このまちづくりセンターを建設するに当たりまして、どういった建物、どういった形で活用する、そういったことをワークショップを開いて検討をしてきているところでございます。そのワークショップには当然利用者、現在利用していただいている活動グループ等にも入っていただいております。そういった方の意見を踏まえて、現在の意匠、状況となっておりますので、ステージについては、特に考えておりません。

○議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手多数）

○議長（濱田芳晴） 挙手多数です。従って、議案第73号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。暫時休憩をさせてもらって、15分から再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 02分 休憩

午前 11時 15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第74号 財産の取得について

○議長（濱田芳晴） 日程第21、議案第74号、財産の取得についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手多数）

○議長（濱田芳晴） 挙手多数です。従って、議案第74号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第75号 財産の取得について

○議長（濱田芳晴） 日程第22、議案第75号、財産の取得についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

○議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第75号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第76号 令和2年度北広島町一般会計補正予算（第5号）

○議長（濱田芳晴） 日程第23、議案第76号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第5号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。2つ伺います。4ページの出張所費についてです。これを見ますと、会計年度任用職員報酬338万3000円が削除され、当初予算全額削除されています。委員会での議論の中で、シルバー委託に変わったとのことですが、その理由と現在

どうなっているか、どのように運用されているか、お伺いします。もう1点は22ページ、商工振興対策事業、広島県感染拡大防止協力支援金が984万円、一般財が減額されています。この事業、支援金は、交付件数は何件なのか伺います。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 出張所費の補正でございます。会計年度任用職員の報酬を338万3000円減額してシルバー委託としたということで、そのページの一番上の宿日直委託料の中に含めて315万4000円増額したものでございます。出張所の運営につきましては、現在時間を短縮して、9時から4時というふうなことで、出張所を開設しております。また、この利用の状況を見ながら、来年度以降も考えていきたいと思っております。また、シルバー委託した理由といたしましては、人の確保ということがございます。そこにつきまして、シルバーさんのほうで確保して、休暇等を取ったときにも確保ができるということでありますので、そういう意味でシルバーさんのほうにお願いしたものでございます。

○議長（濱田芳晴） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 広島県感染拡大防止協力支援金でございますけれども、申し訳ございません。ちょっと正確な数字が、今手元にはございませんので、今お答えすることができません。申し訳ありません。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 出張所ですが、これは2か所、八幡と美和にあると思うんですが、確認です。開所時間を9時から10時というふうに聞こえたような気がするんですが、間違いかどうか。それと美和のほうでは、2人の方が交代で出勤されているようですが、もうちょっと詳しく伺います。危機管理課にお伺いしますが、これまで八幡出張所に勤務していた方が、低空飛行の記録を長年協力して記録していただいています。県内でも、エリア567での飛行回数が一番多いことや、その被害実態を正確に記録されてこられ、低空飛行中止への取組に大きな貢献をされてきたんじゃないかというふうに思います。今後、低空飛行訓練の調査記録はどうなるのか。特に昼間だけじゃなくて、休日や夜間もこれまでボランティアで協力していただいていたように聞いておるんですが、どうなるのか伺います。県の感染防止の協力金ですが、数字がないということですが、県事業の3分の1が町負担ということを見ますと、半分程度、件数は分かりませんが、しますと、これは一般財なんで、一千万弱のお金が執行できなかったというふうに思うんですが、この財源は、他のコロナ対策に使うのかどうか伺います。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 出張所の開所時間につきましては、午前9時から午後4時まででございます。その人的対応ですけれども、美和出張所につきましては、今お話がありましたとおり、2人を基本に回していただいているというふうなことでございます。

○議長（濱田芳晴） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 八幡出張所、美和もですが、騒音に関する件について、勤務されているときにも確認をされて、私どものほうにも連絡をいただきます。また、町民の皆様にも騒音の関係は休日、夜間とも目撃情報を入れてくださいということと、ホームページでもフォームを作って対応しておりますので、この八幡出張所の方も夜間、休日も、現在も情報を届けていただいておりますというところでございます。以上です。

○議長（濱田芳晴） 財政政策課長。

- 財政政策課長（植田優香） 臨時交付金の活用でございますが、臨時交付金については、今現在交付されている額を超えるコロナ対策の事業を組んでやっておりますので、この広島県の感染拡大防止協力金のお金が1000万ほど使わなかったということによって、新たに今から事業組んでということは、現在は考えておりません。全体での調整となります。
- 議長（濱田芳晴） 商工観光課長。
- 商工観光課長（中川克也） 先ほどお尋ねの交付件数でございますけれども、117件分でございます。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 危機管理課に伺います。そうしますと、町民やホームページからと言いますが、年間何件届いているのか。それと、かつての臨時職員の方が八幡での夜間、休日も届けてもらってるというんですが、今後も休日というか、どういう働き方されているか分かりませんが、着実に実態が届く保証があるんでしょうか、伺います。それと感染拡大の財源の問題ですが、これは当初予算では一般財じゃなかったのかなと、1874万円。今の話だと臨時交付金の話であったんですが、それは間違いかどうか、間違いでないのかどうか。変わったとすれば、いつどのような形で変わったのか、伺います。
- 議長（濱田芳晴） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 情報が届く保証ということでございますが、町民の方皆さんに目撃情報のほうはお願いをしています。また、職員のほうにもお願いをしているところでございますので、そちらから皆さんにお願いをしているという中で、必ず、保証と言われましても、ちょっとお答えはできないかなと思います。また、危機管理課に何件届いているかというところですが、目撃情報について、勤務中に届けてもらったもの、その他にも、年間約で申し訳ないですが、20件程度は届いております。以上です。
- 議長（濱田芳晴） 財政政策課長。
- 財政政策課長（植田優香） 議員のご説明のとおり、一般財を充てておりますので、他の事業で臨時交付金を充てているものについて、財源に余裕ができましたら、そちらのほうに振り替えていくという形になります。
- 議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。服部議員。
- 12番（服部泰征） 12番、服部です。歳出の6ページの12目の054諸費、この諸収入のところは、たしか災害共済給付金の返還金ということで、また、この返還金の中身、福祉課のほうの歳出の中にある、子どものための教育とか、その他この子どものための教育とか保育給付とか、母子家庭とか、障害者自立給付、この返還がこんなにあったのは、どういった理由からでしたか、それを伺いたいです。
- 議長（濱田芳晴） 福祉課長。
- 福祉課長（芥川智成） 諸費につきましては、子ども・子育てのための教育・保育給付金、あと母子家庭等の対策総合支援事業に対する補助金、あと障害者、あと生活保護等の実績による返還金であります。
- 議長（濱田芳晴） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 実績というのは、だから結局、今年度の実績が少なくて、これだけ返還が生じたということですか。
- 議長（濱田芳晴） 福祉課長。

- 福祉課長（芥川智成） はい、国、県等の補助金、あと負担金と受け入れております、ほぼほぼ概算で入ってきておりますので、実績の上、返還ということになります。
- 議長（濱田芳晴） そのほか質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）
- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第76号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第5号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第77号 令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 議長（濱田芳晴） 日程第24、議案第77号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）
- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第77号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号、は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第78号 令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（濱田芳晴） 日程第25、議案第78号、令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）
- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第78号、令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第79号 令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（濱田芳晴） 日程第26、議案第79号、令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第79号、令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第80号 令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 議長（濱田芳晴） 日程第27、議案第80号、令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第80号、令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第81号 令和2年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（濱田芳晴） 日程第28、議案第81号、令和2年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第81号、令和2年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第82号 令和2年度北広島町診療所特別会計補正予算（第1号）

- 議長（濱田芳晴） 日程第29、議案第82号、令和2年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。服部議員。

- 12番（服部泰征） 1件お伺いします。この備品購入費、伺ったとこだとエアコンとか空気清浄機とか、そういった備品だというふうに伺ったんですが、例えば今後遅れるかもしれません。発熱外来とか、そういった施設のための備品とか、そういったのは入ってないんですか、この中には。

- 議長（濱田芳晴） 保健課長。

- 保健課長（迫井一深） 診療所の備品につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業といったところを活用しまして、1診療所当たり100万円を上限に補助していただくものでございまして、今のところ発熱外来に関わる備品等については、この事業に該当になりませんので上がっておりません。先ほど言われましたように、エアコン、あるいは空気清浄機等の購入ということになっております。
- 議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）
- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第82号、令和2年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第83号 令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（濱田芳晴） 日程第30、議案第83号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。湊議員。
- 1番（湊俊文） 1番、湊です。北広島町のF T T H、光ファイバー網整備と民設民営化のプロポーザルで優先交渉権を得たのがちゅぴCOMふれあいであるという説明を全員協議会で受けました。きたひろネットと同じケーブルテレビ業者がプロポーザルに参加したわけですが、ここでお聞きします。ちゅぴCOMふれあいのインターネットプロバイダーはどこでございましょうか。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） インターネットのプロバイダーでございますけども、現在のきたひろネットのプロバイダーと同一の業者でございます。
- 議長（濱田芳晴） 湊議員。
- 1番（湊俊文） 個別名詞が入ってきませんでした。それはそれとして、同じきたひろネットとちゅぴCOMひろしまというのが同じであるということも、私も認識はさせていただいております。F T T H、光ファイバー網の整備工事、工期についてお聞きします。工事は、民間工事になると思いますが、F T T H光ファイバー網整備は国の補助事業でありますから、工期を予定どおり完工させなければなりません。町としても工期の監視体制は、今立ち上がっております。総務課にありますDX、デジタルトランスフォーメーションのチームでそういう工期を監視されていくのかどうか、お伺いをいたします。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） F T T H化の工事の工期の厳守でございます。この工事につきましては、民設民営ということで、直営ではございませんので、少し携わり方が変わってくるかとは思いますが、町が補助金という形で補助する工事でございますので、その進捗状況等につきましては、密に連携を取りながら管理をしていきたいと思っております。このことにつきましては、早めに工程等も確認をして、そのチェックも入っていこうというふうに思っております。

○議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

○議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第83号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第31 議案第84号 令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（濱田芳晴） 日程第31、議案第84号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

○議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第84号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 議案第85号 北広島町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（濱田芳晴） 日程第32、議案第85号、北広島町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

○議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第85号、北広島町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第33 議案第86号 工事請負契約の締結について

○議長（濱田芳晴） 日程第33、議案第86号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

○議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第86号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 議会改革調査特別委員会調査最終報告

○議長（濱田芳晴） 日程第34、議会改革調査特別委員会調査最終報告を議題とします。議会改革調査特別委員会へ調査の付託を行っておりますので、調査報告を求めます。議会改革調査特別委員会真倉委員長。

○議会改革調査特別委員会委員長（真倉和之） 令和2年9月25日。北広島町議会議長濱田芳晴様。議会改革調査特別委員会委員長真倉和之。北広島町議会改革調査特別委員会の調査の最終報告をいたします。議会改革調査特別委員会より、北広島町における議会改革に対し、調査研究してきたことについて、令和2年6月17日に中間報告をしたことに併せて、次のとおり北広島町議会会議規則第77条の規定により、報告し、最終報告とする。1. 調査対象。（1）北広島町議会基本条例について。（2）北広島町議会議員定数について。（3）北広島町議会議員報酬について。（4）選挙公報について。（5）北広島町議会傍聴規則について。（6）タブレットの導入について、であります。2. 調査期間は、令和元年6月19日から令和2年9月2日までであります。3. 調査方法。特別委員会を25回開催し、全国町村議会議長会の町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会最終報告の検討や広島県内の町議会及び近隣市町議会の状況を把握し、また、議会改革アンケート調査結果の分析、広島県議会への視察など、慎重に調査を行った。4. 調査結果または概要であります。前に議会改革の中間報告をしたところについては、要約して報告させていただきます。（1）北広島町議会基本条例について、平成27年3月、本条例の制定以降改正をしておらず、時代に即した条例とするため、条例制定時の基本的な考え方や条文について、次のとおり見直しを行った。議員の活動原則、第3条では、議員の基本的な責任を明らかにするため、第3条第3項中に、議員政策討論会などを開催し、町政に関する政策及び課題について、議会として共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図る。を追加しました。町民と議会との連携、第4条で、基本的考え方として、町民とともにまちづくりを進めるため、住民に身近な議会となるよう、第4条第3項の中に、住民、各種団体、高校生などを追加。議員研修の充実強化につきましては、議員研修の報告は、統一した様式の報告書を提出。議会図書室の充実、議員が活用できる図書を充実させるため、タブレットの整備を図ること。議会広報の充実、基本的考え方として、広報手段は、ホームページ、また、きたひろネットのほかSNSを活用し、住民に周知を図ることとする。見直し手続、一般選挙を経た任期開始の、開始を削除する。（2）北広島町議会議員定数について。中ほどからいきます。広島県3町議会において、近隣の1市1町議会において、定数を削減する状況が見られ、議会改革アンケート調査結果で、減らすが回答数の57.42%を占めていることや、人口減少、将来人口の動向を考慮し、定数を減らすという委員の意見が多数であった。定数の減員数については、3人減の意見もあったが、採決の結果、定数4人削減し、12人とするのを委員会決定とした。（3）北広島町議会議員報酬について、これ、中ほどから言います。本町の議員報酬は、県内9町議会のうち下位から2番目である。また、今日、

議員のなり手不足問題が広がっており、その原因の一つに報酬の低さが挙げられ、専業で若い世代が議員になるにはハードルが高い。こうしたことから、従前の議員報酬総額を超えない範囲で、議員定数を削減することに伴って報酬の増額という意見が多数であった。関連して委員長、副委員長の役職手当の意見も出ましたが、議員報酬の増額について、月3～4万円の増額という意見もあったが、仮に定数を4人減らした場合、月額6万円増額することを委員会決定とした。ここまでが、以前中間報告したところであります。(4) 選挙公報についてであります。選挙公報は、選挙の際に候補者がお金や組織がなくても、自らの主義主張を有権者に知らせることができるなど有効なものと言える。議会改革アンケート調査では、必要との回答が約6割であった。しかし、公職選挙法の一部改正により、選挙ビラ1600枚の公費負担、有権者への配布時期や配布方法、選挙公報に係る費用対効果を考えると、必要なものとは言えず、選挙公報は不要であると委員会決定した。(5) 北広島町議会傍聴規則について。県内の町村議会傍聴規則を参考にして、次のとおり条文を簡素化した。第1条の見出しを目的に改めさせていただきます。傍聴席の区分、第2条を削除。傍聴人の定員、第3条第1項に、ただし、議長が必要と認めた場合、傍聴人の数を制限することができる、を追加し、第2項を削除し、第2条に繰り上げる。傍聴の手続、第4条中、自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入、を、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入、に改め、第3条に繰り上げる。傍聴券、第5条を削除し、議場への入場禁止、第6条を第4条に繰り上げる。傍聴席に入ることができない者、第7条全文を、次の事項に該当する者は、傍聴することができない。(1) 会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者。(2) その他議長が傍聴席に入ることを不適当と認める者。に改め、第5条に繰り上げる。傍聴人の守るべき事項、第8条第1項中、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、を、傍聴席においては、に、第2号を、大きな声や音を発するなど騒ぎ立てないこと。に、第3号を、威圧的な行為をしないこと。に改め、第4号を削除し、第5号を第4号に、第6号を第5号に繰り上げし、第7号を、携帯電話などを使用しないこと。に改め、第6号に繰り上げ、第8号を削除し、第9号を第7号に繰り上げ、第8条を第6条に繰り上げる。第9条の見出し中、写真、映画等の撮影、を、写真撮影、録画、に、第1項中、写真、映画等を撮影し又は録音等、を、写真撮影、録画及び録音、に改め、第7条に繰り上げる。傍聴人の退場であります。第10条を削除し、第11条を第8条に、第12条を第9条に繰り上げる。これにつきましては、北広島町の傍聴規則の改正前と改正後を添付しておりますので、ご覧をいただきたいと思います。(6) タブレットの導入について。現在、広島県議会を始め、県内8市町議会がペーパーレス議会システムを運用するためにタブレットを導入している。このシステムにより議会資料のペーパーレス化によるコスト削減、資料閲覧・検索の利便性、会議運営の効率化が図られるメリットがある。一方、タブレットを使用する範囲、セキュリティの確保、必要な環境整備に係る費用など検討すべき課題がある。今後、議員活動の利便性の向上及び議案書・予算書等議会資料のペーパーレス化の推進を目的とし、会議運営に資する新たな仕組み、セキュリティ対策、議場等の無線LAN環境整備などについて、町執行部とともに業務の効率化及び経費の削減効果を考慮しながら、タブレットの導入を積極的に進める必要がある。5. 町への意見。北広島町においては、令和2年8月27日に報酬審議会を設置され、議員報酬についての審議を始めていただいたことに対して、感謝を申し上げるものであります。北広島町議会におけるタブレットの導入については、町執行部と会議運営に資する新たな仕組みやセキュリティ対策など、システムの運用について協議をしながら、導

入に向け、一緒に取り組んでいくことを要望する。以上であります。

○議長（濱田芳晴） 以上で、調査報告を終わります。これより、調査報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議会改革調査特別委員会の調査を終了し、調査報告書のとおりとすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（濱田芳晴） 異議なしと認めます。従って、調査報告書のとおりとし、議会改革調査特別委員会を解散します。休憩に入らせていただいて、1時から再開をさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 01分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第35 請願・陳情等の常任委員会審査報告

○議長（濱田芳晴） 日程第35、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で、各常任委員会へ審査の付託を行っております請願・陳情等の審査結果の報告を求めます。総務常任委員会真倉委員長。

○総務常任委員長（真倉和之） 令和2年9月25日。北広島町議会議長濱田芳晴様。総務常任委員会委員長真倉和之。委員会審査報告を行います。9月7日、本会議において本委員会へ付託された次の件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第7号。件名、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う町財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。審査の結果、採択いたします。陳情第7号についての意見書の提出をさせていただきます。理由は、陳情第7号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う町財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求めるために、政府に意見書を提出するものであります。議員皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 続いて、文教厚生常任委員会山形委員長。

○文教厚生常任委員長（山形しのぶ） 令和2年9月25日。北広島町議会議長濱田芳晴様。文教厚生常任委員会委員長山形しのぶ。委員会審査報告をいたします。令和2年9月7日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。事件の番号、陳情第8号。件名、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年政府予算に係る意見

書採択に関する陳情書。審査の結果は、採択です。こちらの陳情第8号については、意見書の提出をいたします。理由といたしまして、子どもの学ぶ意欲、主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件を整備する観点から、採択といたしました。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 以上で、常任委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 陳情審査

○議長（濱田芳晴） 日程第36、陳情審査を行います。陳情第7号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本件について採決します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。（挙手全員）

○議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、陳情第7号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第36 陳情審査

○議長（濱田芳晴） 日程第37、陳情審査を行います。陳情第8号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書を議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本件について採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。（挙手全員）

○議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、陳情第8号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 発議第9号 北広島町議会基本条例の一部を改正する条例

- 議長（濱田芳晴） 日程第38、発議第9号、北広島町議会基本条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について、趣旨説明を求めます。13番、伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） 発議第9号。令和2年9月25日。北広島町議会議長濱田芳晴様。提出者、北広島町議会議員伊藤淳。賛成者、同美濃孝二、同服部泰征。北広島町議会基本条例の一部を改正する条例。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨としまして、本条例は、平成27年3月24日に制定されて以降改正をしておらず、時代に即した条例とするために、議会改革調査特別委員会において見直しを行ったので、北広島町議会基本条例の一部を改正する条例を提案します。以上でございます。議員各位のご賛同よろしくお願いたします。
- 議長（濱田芳晴） これで、趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）
- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、発議第9号、北広島町議会基本条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 発議第10号 北広島町議会議員定数条例の一部を改正する条例

- 議長（濱田芳晴） 日程第39、発議第10号、北広島町議会議員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について、趣旨説明を求めます。3番、真倉議員。
- 3番（真倉和之） 発議第10号。令和2年9月25日。北広島町議会議長濱田芳晴様。提出者、北広島町議会議員真倉和之。賛成者、北広島町議会議員湊俊文、同亀岡純一、同服部泰征、同伊藤淳。北広島町議会議員定数条例の一部を改正する条例について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。北広島町議会議員定数条例の一部を改正する条例。北広島町議会議員定数、平成24年北広島町条例第20号、の一部を次のように改正する。次の表中、下線または太線の表示部分、以下、改正前の欄にあつては改正部分と、改正後の欄にあつては改正後部分という。については、次のとおりとする。（1）改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。（2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。（3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。改正後と改正前ではありますが、改正前は定数を12でありましたが、改正後は、議員の定数を12とする。附則ではありますが、この条例は、公布の日から施行し、同日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。趣旨であります。議員定数は、民主主義の根幹をなすべきもので、町政に参加できる条件を整えるべきであるが、定数について、議会改革アンケート調査結果の、減らすという回答数が過半数を上回り、また、社会情勢も考慮すべきとの意見が多数であった。議会改革調査特別委員会で協議の結果、北広島町議会議員の定数を4人削減し、12人とすることを提

案するものであります。

- 議長（濱田芳晴） 10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾であります、改正前の人員と、改正後の人員が違いはしませんか。
- 議長（濱田芳晴） 真倉議員、ちょっと訂正してください。
- 3番（真倉和之） 改正前が16人、改正後は12人とする、でございます。読み間違えて、ごめんなさい。
- 議長（濱田芳晴） これで、趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。大林議員。
- 15番（大林正行） 15番、大林正行です。議員定数を削減する理由につきましては、先ほど報告がありました、議会改革の調査特別委員会の報告書にあります。アンケートの調査結果、それから人口減少などの社会情勢が変化というふうに挙げられております。そこで、今回の提案は、大幅に4人を削減するというので、現定数は16人でありますから、その4分の1に当たる4人という大幅削減でありますけれども、その理由と根拠について伺います。
- 議長（濱田芳晴） 答弁を求めます。3番、真倉議員。
- 3番（真倉和之） 根拠ということではありますが、なかなか根拠を示すということは難しいと思いますが、いずれにしても、議員のなり手不足をどう解決していくんか。もう一つは、アンケート調査の意見をどのように尊重していくんかということ、大きな二つの問題があると思います。他方では、隣の市は定数が16人、今度変わってまいります、人口がうちから見たとき1万人から多いわけではあります、そこらのこともいろいろと将来の人口減少を見たときには、私は、今の数が適当ではないかというように思いますし、次世代の議員が町民に活動しやすい環境づくりは、今の我々がするんが当然だと私は思って、委員会の中では、いろいろと議論を重ねてきましたが、12にしようということ、委員会の中では了解いただいたところであります。
- 議長（濱田芳晴） 大林議員。
- 15番（大林正行） 私が聞きしたのは、4人削減されたその理由と根拠でありますけれども、今、それについては明確な回答がありませんでした。なり手不足ということは、確かに今、どこの市町もありますけれども、あらかじめ、まだ選挙になってないのに、立候補ないのに、既になり手はおらんだろうということで下げるというのは、少し考え方が違うんじゃないかと、そのように思います。また、アンケートもあります。確かに私も、定数を削減するというのには反対ではありませんけれども、今回、そのアンケートの中には何人というのはありません。ただ、一般的に、今よりは、現状より下げるべきだということでもあります。そこの中には、4人というのはありません。それで、委員会の中の報告の中では現状維持、それから2人削減、3人削減、4人削減というのがあった中で、4人に決定したということなんで、その4人にされた理由が何かというのを明確に聞きたい。それから、隣の安芸高田市が18から16にされておりますけれども、他の市町も参考にしたいというふうに報告書には書いてありますけれども、現実問題として、定数を4人以上、一遍に削減された市町があるのかどうかを伺います。それから、削減される目的の中に、今、説明があった中ではないんですけども、議員報酬を6万円増額するというのが報告書にありますけれども、そのために今回定数を4人削減する、そういったような考えがあったのかどうかを、お伺いいたします。

○議長（濱田芳晴） 答弁を求めます。真倉議員。

○3番（真倉和之） るる質問をいただきましたが、4人減の理由ということは、定数と報酬というものはどうしても付きまとうてくるものであります。4人減は、何でか言われますと、その根拠たるものは、しっかりしたものはありませんが、アンケートを、あなたもよう見てもらったと思いますが、最低10人にせえというのがある。こがあな議会なら、うちの町に議会は要りゃせんというような意見まであります。そういういろんなことを見たときに、やはり議員報酬をしっかりと上げてやって議員が活動しやすい、あるいは議員が、今の報酬では、議員になっても生活ができないというようなことまで書いてありますが、それもその裏には、ずっと何がおるかということや、ずっと考えて、皆さんと特別委員会の中で議論したわけです。こうですという根拠はありませんし、それじゃ4人減らした町がどこあるかということについては、そこまで私たちは関与するものではないと思っております。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） 報酬と議員定数は関連するというふうに、今明確におっしゃいましたけれども、今、報酬審議会も開かれておりますけれども、ここは意見を言う場ではありませんけれども、それをリンクさせ考えるというのは、報酬を考えるために議員定数を考えるというのは、議論が本末転倒しているのではないかと思います。それから、もう一つですけれども、現在3つの常任委員会がございます。これを前提として考えますと、12人にいたしますと、委員の数が3人というのが出てまいります。委員長と副委員長ともう1人ということで、現在も16人が13人でやっておりますけれども、4人のところはやっております。ただ3人という経験はありません。3人で委員会として調査研究が十分にできるというふうにお考えなのかどうかお伺いいたします。

○議長（濱田芳晴） 答弁を求めます。真倉議員。

○3番（真倉和之） 先に定数のことをおっしゃいましたが、アンケートの中に、人口1500人に対して1人の議員であればいいというのがアンケートの回答の中にあります。よく帰って読んでみていただきたいと思いますが、1500人ということになると、今、うちが1万8000ちょっとでありますので、12人でそれに達するというように思いますし、委員会につきましても、3つなければ委員会がいけんということはありません。2つの委員会の議会もあります。それは委員会というものは何人が一番適当かというのをいろいろ資料を見てみますと、大体5人から6人が適当であるという書き方がしてあります。私は、今度のことは、私が言うていいんか悪いかもしれませんが、2つぐらいの委員会になるのではないかとこのように思っております。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） アンケートの中に、何人の方が言われたのか知りませんが、1500人に1人が議員定数だというふうに言われたといわれましたけれども、それは客観的な資料から得たものとか、そういった、それが正しいのかどうか。私は、それは、そういった考え方ではないと思いますけれども、確認された上で、今おっしゃったのかどうか。私に対して、帰って、よう読めというような厳しいことを言われましたので、根拠があって言われたことだと思います。明確にお答えください。

○議長（濱田芳晴） 真倉議員。

○3番（真倉和之） アンケートの何番だったか知りませんが、これは千代田の方からの意見であ

ります。人口1500人に対して1人の議員でいいという書き方がはっきりしてあります。ここ書いておったものですから、よう探さんのですが、アンケート番号何番と、きしゃっとそういうことが書いてありますので、書いてあるんで、それに基づいた考え方も出たと。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） アンケートに書いてあったかどうかを聞いているのではありません。1500人に1人というのが、世の中で認められた公式的な見解かどうかということ、そうでなければ、人はいろんなことを言うし、書きます。それをいちいち信用していたんでは、一つの参考にはすべきだと思いますけれども、確たる根拠のある、それが数字かどうかを確認されたのかどうかをお聞きしております。

○議長（濱田芳晴） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 私は、このことを基に委員会でもかなり議論をしてまいりました。やはりそういうところ、根拠のないことを向こうも書いておられんと思いますし、10人と書いてあるものもありますが、これは、何の根拠があるんかということは聞かれませんが、1500人で1人の議員と書いてあるところを、委員会の中で議論させていただいたことは事実であります。その中から12という数字が出てきたことはあります。以上であります。

○議長（濱田芳晴） そのほかありますか。梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾であります。大林議員と同じような質問にはなりますけども、まず、なり手が無いということで提案をされる理由になっていると、なり手があるかないかというのは未知数でありますし、仮に4人減という提案がされておりますが、出たいと思っても、どうしても、それこそその足を踏むというような状況になって、出るということを妨げるという方法になるということが、なぜ考えつかなかったのかなというふうに思うのと。それからアンケートということでありますが、7001世帯にアンケートをしたということでありますが、その回答があったのは575人、私も出しましたから、私以外だったら574人ですが、その回収率は8.21%であります。その8.21%が、私は全市民の8.21%でありますから、世帯数で割ってあるんですけども、それがやはりまだまだデータとして、アンケートの結果はこうだからということで取り扱うということにはならないというふうに私は思っていますが、なり手が無い、アンケートの結果がというふうに言われる。そして、もう一つは、定数と報酬は関係があるということでありますが、であるならば、合併したときには26の議員定数でありました。4年後には20人あります。その4年後には18人です。今が14人です。その間、定数と報酬が関係があるというならば、なぜ、報酬のことがこれまで出てこなかったんですか。今になって減を理由に、4人の減を理由に、その財源をできるかどうか分かりもしないのに6万円の増、一人ひとりの、12人の議員ということでありますが、それに充てようと。決まってもいないんですよ。まだ、提案されてないんですよ。審議されているんですよ。それとも今回提案されるぐらいの勇気があってもよかったんじゃないですか。いかがですか、お聞きします。

○議長（濱田芳晴） さっきの質問で、定数14というのは、今欠員が2人おられるから、14でございます。真倉議員。

○3番（真倉和之） 今言われたようなことは、委員会の中での議論をしてきた問題であります。私が一人で答えるのも非常にしおうありますが、皆さんの意見を聞いて、私が独断と偏見で物事をしてきたわけでもありません。皆さんの意見を聞いて進ませていただきました。梅尾議員

は、先ほどもアンケートの回答が少ないじゃないかということ質問されましたが、先般も、世羅町議会は、まだアンケート、返ってきた答弁書が少ないということを言いましたが、世羅町の何であれだけ答弁が、回答が返ってこんかという、議会の云々言うておられます。議会にそれだけのことをするだけの力がなかったんだというような言い方ではありませんが、議会に対して、それだけ町民が関心を持っていただいておりますのだという書き方がしてありますが、うちも、それじゃあ、これだけ一生懸命町民に書いていただいた意見は、私はある程度尊重していくべきだということに思っております。以上であります。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 数値的な部分で補足をいたします。まず、報酬と定数、リンクがあるということでしたが、最初、報酬と定数は別の理論として、何度も何度も話し合いました。最後にはリンクはしてくるものではありませんでしたが、報酬と定数は、別々で議論は何度も重ねております。そのベースにはアンケートもございました。加えて、先ほどの1500人という数字でしたが、根拠となるかはどうかは別ですが、類似団体を全て見たところ、人数が議員1人当たりの部分でいくと、1000人ぐらいから、多いところではいくと3000人近くということで、定数と人口当たりを見ると、幅があるものにはございます。今現在、定数16でいきますと、1000人ちょっとですね。それに対して12人にするとうと1500人ぐらいになるという計算でいった部分がございます。類似団体からの比較は議論を重ねました。以上です。

○議長（濱田芳晴） そのほかありますか。梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 先ほど私は定数の、26定数からスタートしてというふうなことを言いつて、定数と報酬が関係があるということ、委員長は説明されましたが、この間、報酬のことについて何ら出たことは、この本会議の中でも出たことはございませんが、そのことについての答弁がないようであります。

○議長（濱田芳晴） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 報酬のことについて、特別委員会が定めるようなものではないと思います。それ報酬審議会があるわけでありまして、そこの中でされるべきだと思います。合併した当時は、報酬審議会が開くというものが条例の中にはありませんでした。逆に言うと、議会が提案して、議会が可決すれば通るような時代でありましたが、今、報酬審議会というものがあるわけでありまして、先ほど梅尾議員が言われたように、定数と報酬というのは、どの本を読んでもそのものを書いてありますので、私があそこで引用させていただいたわけでありまして、あくまでも報酬については、今の段階では、今、報酬審議会でも議論いただいておりますから、それを尊重するというにしかならんと、私は思っております。

○議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） これまで定数は削減をされてきたという経過があるにもかかわらず、報酬については何ら動きがなかったということでありまして、このたびはまた、特別委員会でもその方向も検討していこうということになったのかもしれないけれども、何かこの度に限って、セットで無理やり定数を下げて、報酬を加えるんだという方向にしか見えてこないわけです。そのところをできるだけ分かりやすく、この度については、こういう理由でということを確認にお聞きしたいと思います。

○議長（濱田芳晴） 答弁を求めます。真倉議員。

○3番（真倉和之） 定数につきましては、先ほど言いましたように、いろんな角度から、アンケ

ートをいただいたりした中から、皆さんの意見をまとめて、委員会の中でまとめてきたものであります。今まで報酬の話は一つもなかったじゃないかということもありましたが、陰の中で私はあったような気がいたします。いろいろそのことを聞かせてきておりましたが、表へただ出なかったということだと思っております。それでは、今のままでみんな辛抱するかといったときに、特別委員会の中では、それでは、あんたらは議員報酬は何ぼというのを知ってて立候補したんだろうという意見まで出ましたが、やはりそこまで知って出た議員は、委員会の中では、私の感触では少なかったように気がしています。今から報酬については、報酬審議会で議論してもらえばいいことで、私たちがどうこういう立場には、条例がある以上できんと思いますし、定数については、先ほど言いましたように、さっき副委員長が申しましたが、そういう考え方の中で、定数から議論してきたことは確かであります。以上であります。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 先ほど言った中で、言い間違いの数字が一つあったので、そこだけ訂正を、まずいたします。人数、1人当たり議員の定数に対しての人口を見たときに、最大で見たものでいくと、3000人と先ほど言いましたが、2000人の言い間違いでした。1927人という数字がございます。その訂正が1点です。加えての補足をいきますと、報酬の話もいたしました。今回定数の条例改正なので、多くは言いませんが、なり手不足、アンケート、年齢別に分析した結果は、報酬もかなり関係があるという部分がございます。そこだけ付け加えておきます。

○議長（濱田芳晴） そのほかありますか。森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 6番、森脇です。何点かお聞きをしたいと思いますが、3回ということでしたら、まとめてはいけんですか。

○議長（濱田芳晴） 一応原則3回でやって、まだ、それ以上不足のところがあれば、討論がありますので。

○6番（森脇誠悟） まず、提出者の真倉さんに聞かせていただきたいと思います。賛同者の方の意見は、なぜ賛同されたんかというふうに聞かせていただくので、そこは了解をいただきたいと思います。まず、先ほどの答弁の中で、定数減の根拠はないんだというふうに言われました。議会基本条例の中に、第15条、議員定数及び議員報酬のところ項目立てがしてあります。議員定数に関する条例改正は、議員が提案するよう努めるものとし、その理由について、説明責任を果たすものとする。この説明責任を果たすものというのは、この議案が通るにせよ、否決されるにせよ、議員はきちっとした説明をしていかなきゃいけないわけです。根拠もはっきりせんのじゃが、アンケート調査でこういう意見があったからしたんよというようなことでは、説明責任、私は果たせないというような気がします。まず1点は、根拠のないもの出すわけにいかんと思います。審議するわけにいかないような気がするんですが、答弁を求めます。

○議長（濱田芳晴） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 定数、報酬などについては、これは、この間も言いましたように、これだという決まったものはありません。以前のように、地方自治法の中で、人口何ぼにつき議員何ぼですよというものがありませんが、今はそれがないので、非常に各議会の中で話し合っただけということになっておりますが、議員定数につきましては、なり手不足が、私たちは全国的になり手不足、なり手不足という、全国の議長会のあれを見ても書いてありますが、そのことが1点。2点目は、アンケート調査の結果の意見も参考にさせていただきました。3つ目は、

近隣市町の議会の状況であります。先ほども言いましたが、安芸高田市は、今期から18人から16に減ってくると。じゃあ安芸高田市は、何を根拠にしてやっておられるかといったら、これは大竹市の人口と議員定数を参考にしてやられております。人口減少は続いて、今は1万8000人ぐらいになってますが、これも北広島町の人口のあれを見てみますと、あれに沿ったような人口減ってきてますが、今ようやく人口1万8000人になっているのは、外国人労働者五百何人おられると思いますが、それらを含めての人数だと、一万八千何ぼだと思います。それから次、次世代の議員が町民のために働きやすい環境をつくっていくのも、現議員の私は使命だと思っております。やはり次に、私もやって、この議会出てやってみたいというだけの議会にしておくのが、やがては去っていく私たちの責務だと思います。それから定数の削減というのは、何が根拠かという、やはりいろんな本を読みますと、政治決断という書き方がしてあります。私はそういう決断もあるのかなと思っておりますが、そういう書き方をした本もあるということでもあります。以上であります。

○議長（濱田芳晴） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 今の根拠であります、アンケートがどうであるとか、多ければ多いがいいというわけでもありませんし、減らせば減らしゃあいいという問題でもないと思います。それぞれの自治体によって状況は違うと思えますし、北広島町も大変面積が広いというふうなこともあります。そういった中で、住民の方に説明をしていくのに分かりやすい説明でないで困るというのは、同じことの私繰り返しになりますが、政治判断ですよ。では、なかなか私自身とすれば、しんどいかなというのがあります。こういった議論の場を通じて、どうなんかなという判断をしてもらわなきゃしょうがないかなというふうには思います。それから、なり手が少ないということですが、なり手が少なけりゃもっとも減らしていくんか、やっぱり選挙がなけりゃないけんから、定数を減らせばいいかと。そういうものでもないような気がしますし、アンケートの中では、減らすと回答された方、人数が329ですか、その中で議員に対して、何をしているか分からない、活動している姿が全く見られないとの意見が多数ありますというふうな報告書にあります。その流れの中で、議員は減しんさいと、銭もかかることだしというふうな思いが、私の個人的な見解ですが、読み取れます。なり手が少ないというのは、もっと違うところに私は原因があるんじゃないかというふうに思います。今は定数の話ですので、ですから、減らせば選挙になるからいいよというような議論はどうも違っているんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（濱田芳晴） 議会改革が続いているような気がして、委員長いうて言いましたが、議会改革は終了して、今回は、3番、真倉議員が発議を出されておるんで、この発議の内容についてということで、3番、真倉議員、お答えをお願いします。

○3番（真倉和之） 疑心になってまいります、議員は減らせばいいとばかりではいいとは思っておりません。それはいろいろとある、町民の意見を吸収するにはどうかと。それは先般でもそういう意見を聞かせていただきましたが、ただ、ほいじゃえっとおりゃええばかりでも、逆にないような気がいたします。そこがある程度一つの接点だと私は思います。私が一人で考えたことでないし、皆さんとともに、委員7人が、当初、初めは8人おられましたが、室坂議員が亡くなられましたので、7人で議論をしまいましたが、皆さんの意見を集約しながら、その中で賛成を多数の中で進めてきたようなことでありますので、根拠を示せとか、何をせえとかということが、ここで私は議論するものではないと思っております。以上であります。

- 議長（濱田芳晴） 森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 私はそういう質問をさせていただいたのは、先日、自分の意見なり質問なりをしたところ、途中で発言を阻止されたんです。だから、今日のこの場で、こういった議論をせな仕方がないかなということ、今質問をさせていただいております。もう1点、最後の1点ですが、働きやすい職場をつくる、働きやすい北広島町をつくるためというふうに説明をされましたが、先ほどの私の質問、まだ答弁いただけていないんですが、これとまた似たようなことになりませんが、その説明をお願いをしたいと思います。定数減との関係をですね。
- 議長（濱田芳晴） 3番、真倉議員。
- 3番（真倉和之） 議論をすれば切りがありませんが、皆さんと一緒に、あそこまでまとめてきたのを、この間のことを言われましたが、ここで書き換えればいいじゃないというようなことには私たちはできんと思います。それは先ほども言いましたが、25回も皆さんと議論し、無報酬で議論していただいたと、私は感謝をしておりますが、その議論の中から、まとまってきた意見が、先ほど私が最終報告したようなことでありますので、何を、これがこれだからこうしたんだと、物差しで測るようなことには、私は議員定数というものはいかんような気がいたします。以上であります。答弁になったかならんか知りませんが。
- 議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。最初に、反対討論があれば許します。反対討論ありますか。梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。発議第10号、北広島町議会議員定数条例の一部を改正をする条例に反対をする立場で討論をいたします。議会改革調査特別委員会報告を聞いて、議会改革の本来の任務は、議会基本条例を基に、町民のための議会や町執行部との権能について、議会側として協議や権限の拡大等を検討し、通年議会などを行うようなことをするものだとして理解をしているものでありましたけれども、そうした特別委員会なら、参加をしようというふうに思った時期もありましたが、どうも他の町議会との比較の中、議員報酬を引き上げることが主な提案だと判断させていただいて、私は委員になることをしなかったわけがあります。今回提案されている議員定数は、16名から12名にするものであり、4名減らすというものであります。選挙のたびに議席を減らしてきたわけで、選挙に出たいという人を制限してきたとも言えるわけがあります。もっとたくさんの方に立候補してもらい、英知を出しながら町のために働いてもらいたい。そのためには議員定数を減らすべきではありません。議員に挑戦しようとする人の権利を、私たちが奪うということがあってはなりません。先ほども言いましたように、合併時には議員定数26、その後、20、18、16と減ってきた経過があります。どこまで減らせればいいのか、今回は初めて報酬と絡めて考えているということがありますが、それには非常に無理がある。減らした議員報酬を12の議員で振り分けるというものであります。何と情けないと言いますか、目的のはっきりしない考え方となっている。今回、報酬や定数について町民アンケートを取られましたが、議員活動として、そういうアンケートを行うべきではないと思います。本来であれば、議員活動の一つとして、自分たちの地域に説明をして、そのアンケートに答えていただくという本来の議員が地元で足を向かわせる、そして意見を聞く、そういうことが必要な取組であったのではないだろうかというふうに思います。そしてまた、アンケートの状況は、7001世帯中575人の回収、回収率8.21%、この回収率で判断するには、データとして捉えるには非常に不十分であると、私は思っているし、

町民を逆に無視して物事を進めているのではないか。やったやっただで結論を出そうとしているとしか思えません。もっと回収率を出して、それで結論を出すというのなら理解するわけですが、そのようになっていない。本当にこれから、この北広島町の根幹に関わる大切な重要なことを、町民少数の意見の集約によって進めることになっている。町民の代表として選挙でこの場にいる私たちがすべき行動にしては少し方法が違うのではないか。町民に納得してもらい、そういう数字をもって、皆さんの意見として、理解をされて、提案されなくてはならないというふうに思います。議員定数が、現アンケートの数字を使いたくはございませんが、仮に使うとしたら、定数減が57%、現状が36%、議員報酬は増やしてほしいが30%、現状が45%、議員定数も減は57%であっても、それは4人減ということではないというのが先ほどやりとりで明らかになりました。この数字を分析をしようというふうには思いませんけれども、報酬増のために定数を削減するという、議員本来の任務をどのように考えているのか、そのほうが心配であります。つまりサラリー、月収でありますけれども、それを上げることが目的になっている。無理やり分析しても、出された結果も、報酬は現状維持が増を先ほど言いましたように上回っています。特別委員会としては、無理やり引き上げる方向に向いていると思えます。それも考え方として、削減定数の報酬内で帳尻合わせをする。執行部に遠慮した提案になっている。これは明らかに議会改革ではありません。議会改革というのは、そういうものではないというふうに思います。報酬を上げたいのであれば、その必要性、地域の広さや活動の中身を訴えて正々堂々と特別職等報酬審議会で議論してもらい、または議員自らが引き上げを提案すればいいじゃないですか。そもそも議員の活動している姿が見えない。何をしているのか分からないなどの意見が多く寄せられたと先ほどありましたが、これだけの回答で、そのような意見が出るのが非常に情けないことであります。それは出された意見が情けないというよりも、町民には、議会というものがそのようにしか見えていないということでもあります。私たちが常にそう見られているということが大問題であり、そのことの意味が正しいとするならば、私たちの日頃の行動を、私たち自身が真摯に反省しなければならないということでもあります。先ほどから、これだけのデータでは話ができないというふうなことを言ってきましたが、仮に、この特別委員会の結果を議会に提案するということになれば、提案されたわけですが、誰が喜び、誰が悲しむのですか。よく考えていただきたい。今でも町長の裁量は、議員の力よりもはるかに大きいものであります。それを議員自らがさらに縮小しようとしている。町民が喜ぶはずがないじゃないですか。町民の声は、あるいは要望は、町政にさらに届けにくくなるというのを、私たち自らが提案しているわけであります。議員一人ひとり、これまで以上に地域に関わって頑張ってみるという決意を示された方もいらっしゃいました。しかし、議員という労働形態が常勤でないため、取組自体が変わる状況にはありません。議員の兼職、違う職と兼ねることができるというふうになっております。仮に、もう一つの職が常勤であれば、常勤を優先させるのは当たり前であります。その結果、議員活動は、人数が減ったから頑張ろうという気持ちはあったにしても、なかなか追いつくものではありません。議員活動は関わらずに、報酬だけが上がり、定数は減り、町民から負託をされていた議員活動は、これよりも減ってくると、後退してくるとするのは明らかだろうというふうに思います。どう考えても、議会改革の委員会の結論として、本来出すべき結論の真反対の方向に向かっているというふうに考えざるを得ません。各議員の皆さん、私は、まだ採決が残っておりますから、本当にこれからの将来、この町の未来のことを考えたら、本当に今英断していただきたい。決断していた

だきたい。それがこれからのこの町の将来に関わる本当に大切なことであります。まだ間に合います。どうか本当に町のためになる議会をつくっていくために、定数の削減は到底容認することはできません。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 次に賛成討論はありませんか。伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 13番、伊藤淳です。副委員長として議会改革調査特別委員会に携わりました。とても自由闊達な意見のやりとりを行った委員会でした。25回の委員会で、議論を通して、賛成の立場で討論を行います。賛成の根拠に2つの観点があります。1つ目の観点は、地域性のバランスです。現在の16名は、北広島町全体の人口比からすると地域差があります。芸北約2100人、豊平約3300人、大朝約2700人という人口に対して、千代田が約1万2000人です。議員には、北広島町全体を考える責任があること、これは重々承知していますが、議員の責任は、議員数、定数の多い少ないにかかわらず、等しく北広島町全体に対しての大きな大きな責任があります。また、選挙は立候補制なので、地域バランスのとおり議員が出るわけではありません。しかし、定数12名は議員の地域差が少なくなりやすいと考えています。2つ目の観点は、北広島町全世帯にお配りしたアンケートの客観的な分析結果です。まず、定数の現状維持が全体の約36%に対して、定数減が約57%という結果でした。さらに地域別に分析すると、千代田地域では定数を減らすべきという意見の割合がかなり高くなり、約70%になりました。以上の地域バランスとアンケートの分析結果から、議員定数12名は、これからの北広島町議会を改革する上で適した数字と考えます。以上、定数12名とする条例の賛成討論といたします。議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 次に反対討論はありませんか。美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。発議第10号、北広島町議会議員定数条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。この条例は、町議会議員の定数を4減らし、12にするものですが、私は、現状16の定数を維持する立場から、条例に反対します。定数削減に反対する第1の理由は、議会基本条例に逆行するからです。先ほどの賛成討論の中で、議員の地域性について述べられましたが、議員は地域に偏重して活動するものではありません。どこにいてもその人たちの、また地域も同様であります。その人たちの要望を取り上げて代表として働くべきです。議会基本条例の前文で示している、議会の責務は、町民の多様な意見を的確に把握した意思決定、行政執行に関し、町民の利益を図る積極的な政策提案であり、議員は全体の奉仕者としての品格を持ち、町民から信頼されるよう、常に研さんすると決意を表明していますが、これに逆行するだけでなく、町長と独立、対等な関係である二元代表制を崩し、議会の力を弱めることになるからです。第2の理由は、アンケートの意思は、削減でなく、もっと頑張れとの期待の表れだと考えるからです。特別委員会の調査最終報告では、議員定数削減の理由として、議会改革アンケート結果で、減らすが回答数の57.4%を占めていることや、人口減少、将来人口の動向を挙げていますが、減らすと回答した方の意見を見ますと、議員が何をしているか分からない、活動している姿が全く見られないとの批判や指摘が多数あり、議会報告会など、議会基本条例に基づく活動を進めることこそが期待されていると考えるからです。第3の理由は、議員報酬を大幅に引き上げるための議員削減だからです。今、住民は、新型コロナ感染拡大により、収入が減り、暮らしや営業が脅かされ、町財政も厳しい中で、議員報酬を大幅に引き上げるための定数削減は住民の理解は得られず、議会としての信頼を失うからです。第4の理由は、議員定数の大幅削減はなり手不足の解消に逆行するからです。議員

へのなり手不足を解消するため、定数を削減して報酬を大幅に引き上げるとの結論ですが、定数を減らせば議員へのハードルが高くなることは明らかです。また、お金も組織もない若い人でも議員に挑戦できる環境をつくるためには、今の議員定数16を維持するとともに、名前やプロフィール、政治信条を公費で配布する選挙公報を発行することです。にもかかわらず、公費で、僅か1600枚の選挙チラシが発行できるから、費用対効果を考え選挙公報は発行しないとした結論では、なり手不足解消にはならないことは明らかです。以上を主な理由として、議員定数を大幅に削減する条例に反対します。議員各位の勇氣ある決断をお願いし、反対討論を終わります。

○議長（濱田芳晴） 次に、賛成討論ありますか。中田議員。

○14番（中田節雄） 14番、中田です。本発議に賛成の立場で討論に参加いたします。先ほど来、質問とか、あるいは討論とか、その中で、アンケートについていろいろ話がありました。アンケートも人によって解釈が随分と違うんだなという思いであります。もう客体数が少ないから、これは当てにならないという見方もあれば、これは無視できんという見方もある。そうした中で、今回は定数に関する発議であります。報酬と関連があるとは言いますが、報酬の関係は本発議には含まれておりません。こうした中で、全国的な市町の中でも、やはりこうした議員不足というのは大きな問題でもあり、広島県内でもかなり問題視されておる。これは新聞とかテレビとか時々特集が組まれております。その中で、地域地域によって様々な問題を抱え、いろんな解決方法を見出しておられますけれども、その中で、じゃあ根拠は何かと、明確な根拠というのはなかなか持ち合わせにくい。私も賛成の立場でありますけれども、4名減の根拠はと言われて、なかなか明確にこれですと、一つのことに短絡的に根拠を求めるわけにはいかない。様々な方面から分析をし、そして自分の中で咀嚼をして結論を出していくと、そういうものだと思っております。アンケートの中で、やはり減らすというのが57.42%、私もこのアンケート結果が出るまでは、現状維持ということをおもって。しかしアンケート結果出てみると、この数値は無視はできない。これをないがしろにして現状維持、置いてくと、このアンケートに答えていただいた方々はどういうふうに考えるのか。やはり議会不信の一つの要因にもなり兼ねない。ですから、客体数が少ないにしても、やはりこれは町民の声としての確に受け止めて、先ほど美濃議員が言われる政策提言の一環として、私たちはきちっと正面から受け止めていかなければならないわけでありまして。議会改革調査特別委員会が設置されて、多くの問題について議論をされた。このことについては非常に敬意を表するものであります。現在、執行部のほうも行財政改革、これを策定されて着実な成果を上げておられます。しかしながら、我々は財政不足であるとか、そういった面からもっともっと考える余地があるだろう。補助金をもうちょっとカットすべき案があるだろうと。長いこと続いたこの事業、果たして成果はどこにあるのか。そういったことを検証しながら、もっと行財政改革をしっかりと取り組んでほしいという要望をしまりました。我々も議会としても、じゃあ議会は何をするのかと、アンケート結果の中で、やはりいろんな問題あったけど、もっと頑張れよという意見も確かにその中にあるでしょう。読み取ることにはできるわけですから。しかし議会も今個人個人様々な活動されております。議会活動といっても議会全体とする活動と、議員個々にする活動があります。議員個々にする活動というのは、なかなか町民の皆さんの目には映らない。個々のところでは評価はされますけれども、町民全体ではなかなか捉えにくい問題です。そのために全体としての動きの中で、議会の活動報告、懇談会、そういったものに取り組んでおりますけ

ども、なかなか今はコロナの関係で取り組みにくい状況にある。しかしながら、我々は今回のこの問題を通して様々な議論をし、意見交換をし、そうした中で、この定数につきましては、最終報告では16人から4人減の12人とするということが報告されておりますけれども、議会としても大きく目に見える形での改革を進めることが大事だと思っております。定数減というのは第1段階、第2段階、第3段階、こうした改革を進めることによって、議会側も変わっていくということを印象づけていくわけでありまして。先ほど梅尾議員もおっしゃったように、通年議会の問題、このことは私の大きなテーマなんですけれども、以前の議会改革の中で議論しましたけれども、なかなか取り上げられなかった。こうした議会が大きく変わるということが、町民の目にどう映るかということが大事なんです。確かにその減った分だけは意見は吸収しにくい側面はあります。しかし、その分だけ積極的な活動をしていく議会、議会は議会全体として、委員会活動のみだけでなく、議会を2つに分けて各地域を回っていく、コロナの関係でそういうことが難しいということがあるかもしれませんが、新しい活動様式というものを見つけていかなければならない。今までのようなやり方ではいけないというのなら、もっと違う角度から検討して、町民の間に入っていった意見を吸収していく。それと同時に個々の活動を展開していく。こうした動きの中で評価されるものだと思っております。そうした意味から、ぜひとも大きな改革の第一歩として、4名減と、今回の発議に賛同していただきますよう議員各位の考察をよろしくお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 反対討論がありますか。敷本議員。

○5番（敷本弘美） 発議第10号、北広島町議会議員定数条例の一部を改正する条例について、反対の理由を申し上げます。議会改革調査特別委員会委員として、令和元年6月19日から令和2年9月2日まで、25回の委員会を開催。町民の皆様には、議会改革アンケートを実施し、アンケート調査結果を分析しながら議論を重ねてまいりましたが、議員定数、議員報酬の考え方が委員会の結論と異なります。まず、議会改革調査特別委員会において、定数を議論する冒頭より、4人減らして報酬を6万円上げるところからのスタートでした。住民アンケート結果におきましても、定数を減らすが、57.42%で最も多く、今後の本町の人口減少等考えたとき、結果を真摯に受け止め、定数減も視野に入れ、考える必要があると思うと同時に、定数を減らすと答えた方の中には、議員への厳しい評価の部分も含まれているのも事実です。なぜならば、アンケートに目を通すと、先ほどから何度も出ておりますが、議員は何をしているか分からない、議員の姿が見えない、行政の橋渡しとしてしっかり役目を果たしてほしい、地域住民の話を聞いてほしい、そして括弧書きで、住民のため息まじりの声と書かれたアンケートを目にしたとき、心がとても重くなりました。動かん議員は報酬をカットして定数も削減したらいいと思うよとおっしゃった住民の方もいらっしゃいました。議員としてまずやるべきことは、定数、報酬を議論する前に、住民の皆様の生の声をしっかり受け止め、議員自ら議員改革をしていくことを最優先に考え、小さな声を聞く力を行動で示しながら、信頼を得ることだと考えます。もう一つの理由として、広大な本町において議員を4人減らすということは、災害時の対応等行政に声を届ける議員の数も当然減ることになります。災害経験のある被災地の議員から災害時の対応がどれだけ大変か聞いているだけに、定数4減には不安を感じます。以上の理由から、議員定数は、現状維持とする考えは変わらず、反対の理由といたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 賛成討論ありますか。亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 9番、亀岡純一です。私は、発議第10号、北広島町議会議員定数条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。まず、先ほどの敷本議員の反対討論の中に、この議会改革調査特別委員会の中で、定数4人減、報酬6万アップからスタートしたというふうに言われたことについては、少しこれは極端な言い方であり、誤解を招くのではないかとというふうに思いますので、その点については、確認する必要があると思います。今回の条例案が発議されるまでには、議会改革調査特別委員会において様々な角度から調査、検討し、委員各位が議論を重ねてまいりました。その結果、委員会としての最終報告が提出され、この発議に至ったということでもあります。よって、これは十分に尊重されるべきものであります。その上で、特に私が根拠として注目している点は、やはり今年2月に行った議会改革アンケートに寄せられた住民の皆さんからのご意見です。アンケートの中には、自由にご意見を書いていただく欄がありました。少し数字を挙げてみれば、先ほどから出てる575人のうち200人以上の方が直接ご意見を書いていただきました。その中には、議員定数が多過ぎて実行力が欠けているとか、少なくとも議会運営はできるから、本気で取り組む議員だけでよい。あるいは、議員の量より質を高めていく方向にシフトしてほしいなどというものであります。また、具体的に定数削減を挙げられた中には、12人という意見が最も多くあったわけでありまして。それ以下の数字も挙げられております。その意見の中に、直接住民の皆さんが定数はこのぐらいがいいんじゃないかというて書かれた数です。少しそこも数字で挙げてみますが、そういうふうにご書いていただいた皆さんの40%は、12人がいいというふうにご書かれてありました。さらにそれより低くしたらいいというような意見も、10人がいいというのは15%、あるいは9人、8人という意見までありました。さらには、現在の町議会ではその機能を果たしていないので、町議会そのものがなくてもいいという、そんな厳しい意見までありました。これは、とりもなおさず、議会、私たち町議会議員に対して寄せられた町民の率直な意見や感想であり、悲痛とも言える生の声でありますから、大変重く受け止めなければなりません。今、私たちに求められているのは、全身全霊、一生懸命に町と町民のために働く、そういう議員としてのあるべき姿であり、そのために自ら身を切る覚悟をもって思い切った改革が必要であると考え、私は議員の定数を12人とする本条例案に賛成します。議員各位の勇気あるご賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（濱田芳晴） まだ討論してない方で、反対の討論の方がありますか。討論は1回ということになっております。まだ、討論をやってない方で反対の討論の方ありますか。討論以外の意見があるんですか。質疑を許します。敷本議員。

○5番（敷本弘美） 5番、敷本弘美でございます。先ほどの亀岡議員の発言に訂正をしていただきたいと思っております。私が申しました議会改革調査特別委員会において、定数を議論する冒頭、定数の項目に入った冒頭に委員長のほうから、この定数に関するご意見を言われました。それがこの4人減らして、報酬を6万円上げるといって、そこからスタートしたということをおっしゃりました。以上でございます。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 今の敷本議員の発言から、議会改革調査特別委員会の冒頭がそれでスタートしたのではないということですね。分かりました。

○議長（濱田芳晴） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 私が申し上げたとおりです。この議論をする最初の冒頭におっしゃられたと

ということです。

- 議長（濱田芳晴） それで納得ですね。それでは討論に入らせていただきますが、討論は1人1回限りでございますので、まだ、討論をされてない方のみ受け付けます。どうですか。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立多数）
- 議長（濱田芳晴） 起立多数です。従って、発議第10号、北広島町議会議員定数条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。ここで、暫時休憩をさせていただきます。45分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 31分 休憩

午後 2時 45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（濱田芳晴） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第40 発議第11号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

- 議長（濱田芳晴） 日程第40、発議第11号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 事務局長（坂本伸次） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案。新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。記。1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保、充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じると

ともに、減収補填債の対象となる税目についても地方消費税を含め弾力的に対応すること。4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理・合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。5、特に固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。令和2年9月25日。広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。以上でございます。

○議長（濱田芳晴） これで、意見書案の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。12番、服部議員。

○12番（服部泰征） 発議第11号。令和2年9月25日。北広島町議会議長濱田芳晴様。提出者、北広島町議会議員服部泰征。賛成者、北広島町議会議員真倉和之、同森脇誠悟、同梅尾泰文、同中田節雄。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。この趣旨につきましては、国において、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、地方税財源の確保を確実に実現されるよう、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税制の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書を提出することについて、議会の議決を求めるものです。議員各位のご賛同よろしくをお願いします。

○議長（濱田芳晴） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

○議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、発議第11号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第41 発議第12号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

○議長（濱田芳晴） 日程第41、発議第12号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○事務局長（坂本伸次） 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案。2

019年12月の改正給特法の成立を受け、文科省は、2020年1月17日に改正給特法第7条に定めた指針を告示するとともに、都道府県教委等に通知しました。その後、広島県においては、給特条例・教育委員会規則が改正され、県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針が策定されました。これらによって、4月1日からの県立学校の教員の時間外勤務に上限が設けられました。当然、市町立学校の教員についても同様の法的整備が求められていることは言うまでもありません。学校の働き方改革の推進は、教職員の心身の健康を守ることとともに、子どもたちへの豊かな学びを保障することにつながります。勤務時間の上限設定は、あくまで時間外勤務に規制をかけるだけのものであり、今後、法で規定された勤務時間の上限を遵守するためには、長時間労働を解消するための実効ある具体策として教職員定数改善や業務削減が伴わなければ、働き方改革につながりません。これには自治体だけでは限界があり、国の施策として法改正や財源保障をするよう、地方から国への働きかけが不可欠です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。記。1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。令和2年9月25日。広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。以上でございます。

- 議長（濱田芳晴） これで、意見書案の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。8番、山形議員。
- 8番（山形しのぶ） 発議第12号。令和2年9月25日。北広島町議会議長濱田芳晴様。提出者、北広島町議会議員山形しのぶ。賛成者、北広島町議会議員美濃孝二、同敷本弘美、同大林正行。教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨といたしまして、子どもの学ぶ意欲、主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。また、教職員の心身の健康を守る対策として、政府に対して計画的な教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを求めるものである。議員各位のご賛同をお願いいたします。
- 議長（濱田芳晴） これで、趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）
- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、発議第12号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第42 閉会中の継続審査の申し出について

- 議長（濱田芳晴） 日程第42、閉会中の継続審査の申し出について、議題とします。お手元に配付のとおり、文教厚生常任委員会委員長より、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。お諮りします。文教厚生常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、文教厚生常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（濱田芳晴） 以上で、本日の日程を全部議了しました。ここで、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 9月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。9月7日の開会から本日までの19日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議の下、提案いたしましたすべての議案につきまして、ご承認をいただき、誠にありがとうございました。とりわけ、本議会は、令和元年度歳入歳出決算の認定について、ご承認をいただきました。非常に厳しい財政状況ではありますが、財政の健全化を図り、将来にわたり持続可能な財政基盤づくりに向け、また、コロナ禍を乗り越え、職員一丸となり取り組んでまいります。今後とも町行政の運営につきましてのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。時節柄、議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、皆様のより一層のご健勝を祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
- 議長（濱田芳晴） 閉会に当たり、一言申し上げます。今定例会中には猛暑日が続き、新型コロナウイルス感染症も終息しない中、台風10号が北広島町に直撃するのではないかと不安を抱きながらの9月定例議会でありました。北広島町内では、台風の被害はあまりなかったようですが、広島県には22年ぶりのウンカ警報が発令されており、稲作農家においては大きな被害が予想されます。あった方もおられます。今後は、秋に向かってインフルエンザ流行の時期になります。新型コロナウイルス対策と併せてインフルエンザ対策を万全にしながら、町民の皆様も体調に気を付けて生活していただきたいと思います。また、同様に注意をしつつ、執行部におかれましては着実な予算執行を、議員各位におかれましては議員活動に励んでください。以上で、令和2年第3回北広島町議会定例会を閉会いたします。皆様、大変ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 04分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~